

6. 資料編

(1) 規約（会則）の参考事例

前文

町内会・自治会は地域社会を代表する住民組織である。住民の生活を支え、生活環境を維持・発展させていくために、自ら地域の問題を提起し、話し合う場をもつことは住民にとって必要であるばかりでなく、住民の権利である。この権利を行使することによってのみ住民は地域の主人公たりうる。それゆえ町内会・自治会は住民自治を日常的に担う組織でなければならない。地域社会の中で自分たちの生活をよりよくしようとする全ての住民がともに話し合い、まちづくりをしていくための自主的ルールをここに定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、〇〇町内会（自治会）（以下「会」という。）と称する。

(会員)

第2条 会は、〇〇地域の住民（加入単位は世帯）および事業所をもって構成する。

(事務所)

第3条 会の事務所は、〇〇に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この会は、会員相互および会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、行政との協議・協力をすすめて住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 専門部活動に関する事。
- (3) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (4) 行政情報の活用および行政との連絡調整に関する事。
- (5) 所有する資産または受託した施設の管理および運営に関する事。
- (6) 地域の将来計画の作成に関する事。
- (7) その他会の目的達成に必要な事業。

第3章 役員

(役員の種類)

第6条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、(2) 副会長〇名、(3) 総務（事務局）〇名、(4) 会計1名、(5) 会計監査〇名、(6) 区（班）長〇名および(7) 専門部長〇名

(選出の方法)

第7条 会長、副会長、総務（事務局）、会計、会計監査、専門部長は総会において、出席者の投票

により、会員の中から（当該年度の区（班）長の中から）選出する。選挙の方法は別に定める。
区（班）長は各単位会員の中から選出する。

（任務分掌）

第8条 役員の仕事分掌は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 総務部（事務局）は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。
- (4) 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (5) 会計監査は、会の会計監査を行う。
- (6) 区（班）長は、区（班）をまとめ、代表して、会務に協力する。
- (7) 専門部長は、各専門部を代表して、専門の業務を行う。

（任期）

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

（会議の種類）

第10条 会の会議は、総会、役員会および専門部会とする。総会は、会の最高議決機関であり、定時総会および臨時総会とし、1世帯1名の会員をもって構成する。役員会は、会計監査を除く第6条の役員をもって構成する。専門部会は、各専門部員をもって構成する。

（招集）

第11条 定時総会は、年1回開催する。臨時総会は、会員の三分の一以上の請求があったとき、または役員会において総会開催の議決があったときに、会長が招集する。役員会は、必要に応じ、会長が招集する。専門部会は、原則として月1回開催し、各専門部長が招集する。

（議決事項）

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業報告の承認、(2) 会計決算の承認、(3) 資産管理報告の承認、(4) 事業計画の承認、(5) 会費改定の承認、(6) 予算の承認、(7) 規約の改正、(8) 役員を選出および(9) その他会の重要事項に関すること。

ただし、重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。

（成立要件ならびに議長および議決）

第13条 会議は、構成員の二分の一の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。総会の議長は、会員の中から選出し、役員会および専門部会は、それぞれ会長および専門部長が議長となる。会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第5章 組織

（専門部）

第14条 会に、次の専門部を置く。役員会は、必要と認めたとき、臨時の専門部を設けることができる。

- (1) 総務部（事務局）、(2) 防犯防災部、(3) 環境衛生部、(4) 交通安全部、(5) 文化部、(6) 体育部、(7) 福祉部、(8) 調査広報部および(9) 施設管理部

(協力組織および委員)

第15条 会は、地域の諸組織および各種関係委員と協力して、会の目的の実現に努める。

(区(班))

第16条 会の運営を円滑に行うために、区(班)を置く。

2 区(班)の編成は、当該住民の協議を経て、役員会の議決および総会の承認を受ける。

3 区(班)は、会員の中から区(班)長を選出する。区(班)長は、原則として輪番制をとる。

ただし、高齢者および心身障がい者等で、業務の遂行が困難であると認められる場合は、本人の申し出により免除することができる。

(連合組織)

第17条 会は、広域的問題に対処するため、町内会・自治会の連合組織に参加し、連絡調整を行うものとする。

第6章 会計

(会計年度)

第18条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(収入)

第19条 会の収入は、次の収入により運営する。

(1)会費、(2)寄付金、(3)補助金および(4)その他

(会費)

第20条 会の会費は、1世帯月額〇〇〇円とする。会費は、各区(班)において徴収し、区(班)長がまとめて毎月〇〇日までに会計に納入するものとする。なお、会費の納入は、〇か月分をまとめて前納することができる。

2 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

(支出)

第21条 支出は、総会で議決された予算にもとづき会の目的にそって行う。

2 会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことができる。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

(会計および資産帳簿の整備)

第22条 会の収入、支出および資産を明らかにするために、会計および資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

第7章 会計監査

(監査と報告)

第23条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第8章 加入および脱退

(加入)

第24条 会に加入しようとするものは、区(班)長または会長に届け出るものとする。町内会(自治会)の区域に入居した世帯または開業した事業所があったときは、会は、その世帯または事業所にこの会の趣旨を説明し、加入の案内をするものとする。

(脱退)

第25条 会員の脱退は次の場合とする。

- (1) 会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。

第9章 付則

1 規約の改廃

会の規約の改廃は、総会の議決を経なければならない。

2 細則の制定

役員会は、この規約を実施するに当たって必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

3 施行日

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇町内会（自治会）弔慰金規程

- 1 会員および家族に弔事が生じた場合、その区（班）長は、会長および他の区（班）長に通知し、それぞれの区（班）長はその区（班）の会員に通知するものとする。
- 2 弔事が生じた世帯の属する区（班）内の会員は、必要に応じて葬儀の執行に協力するものとする。
- 3 会員および家族の弔事にたいして、この会より次の弔慰金をおくるものとする。
世帯主 金〇〇〇〇〇円 配偶者 金〇〇〇〇〇円 同居家族 金〇〇〇〇〇円
- 4 会員への香典返しはしないものとする。
- 5 この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇町内会（自治会）旅費規程

- 1 役員および事務職員が会の用務のため出張するときは、この規程の定めるところにより旅費を支給する。
- 2 旅費は次のとおりとする。
(1) 市外旅費 (2) 市内旅費
- 3 市外旅費は、交通費、宿泊料として、次の区分によるものとする。
(1) 交通費 実費を支給する。
(2) 宿泊料 一泊〇〇〇〇円（定額または実費支給）
- 4 市内旅費は、交通費実費を支給する。ただし、宿泊を必要とするときは、市外出張に準ずる。
- 5 この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

..... 参 考 文 献

【出典】新 自治会・町内会モデル規約一条文と解説― 中田実 山崎丈夫 小木曾洋司 著
発行所：(株)自治体研究社

(2) 個人情報の取扱いについて

1. 個人情報を集めるときの注意点

①個人情報を集める前

個人情報の利用目的をあらかじめ特定しておきます

②会員から個人情報を集めるとき

会員から書面で個人情報を取得する場合には会員に対して利用目的を明示します

(個人情報を集める際に配布する用紙に、利用目的を記載する必要があります)

③個人情報を保管しているとき

集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる必要があります(安全管理措置)

2. 個人情報を第三者に提供するときの注意点

①本人の同意の取得

本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。ただし、例えば、法令に基づく場合、人の生命・財産を守る場合や委託先に提供する場合については、同意を得なくても提供できます

②提供に関する記録義務

提供先などを記録し、一定期間保管する必要があります

③委託先の監督

個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う必要があります

●調査票や世帯カードなどで加入世帯の情報をあつめる場合の個人情報の利用目的の表示例

〇〇調査票により得た個人情報については、〇〇町内会会則第〇条に定める町内会事業に利用するほか、災害その他緊急時などの必要な範囲で利用します。

●個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問やお問合せ先

個人情報保護法相談ダイヤル(土日・祝日、年末年始を除く 9時30分～17時30分)

☎ 03-6457-9849

..... 参 考 文 献

個人情報の取扱いについては下記の資料を参考としました。

□個人情報保護委員会ウェブサイト「会員名簿を作るときの注意事項」

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf

□北海道町内会連合会ウェブサイト「パンフレット 正しく取扱いましょう！町内会の個人情報」

※個人情報取扱規程の参考例も掲載されています

http://www.d-choren.or.jp/pdf/kojin_zyoho.pdf

(3) 町内会・自治会一覧

連町	町内会	連町	町内会	連町	町内会				
石狩本町	本町第1町内会 本町第3町内会	花川北	花川中央町内会	厚田地域(発足地区)	発足自治会				
石狩ヤウスバ地区	むつみ町内会 ヤウスバ町内会 石狩ハマナス町内会 花畔漁民団地町内会 志美町内会 柏東西団地町内会		花川北白樺町内会 あさひ町内会 緑苑町内会 若葉町内会 北陽町内会 すずかけ町内会 北六条町内会	厚田地域(古潭地区)	小谷南自治会 古潭北自治会 古潭南自治会 古潭東自治会 嶺泊北自治会 嶺泊南自治会 嶺泊東自治会				
	花畔		花畔農住町内会 花畔中央町内会 石狩中央町内会 つくし町内会 はまなす町内会 新道町内会 大和団地町内会 センターコート花川団地自治会 市営花川団地自治会		花畔道営住宅団地自治会 北斗町内会 花川北1条1丁目町内会 緑町内会 緑苑コーポ町内会	厚田地域(望来地区)	桂沢自治会 望来中央町内会 望来本沢西自治会 望来第一町内会 望来新興町内会 望来更生町内会 夕やけ町内会 越後沢町内会 正利冠中央自治会 正利冠南自治会		
			未加入		花川ニュータウン町内会		厚田地域(聚富地区)	聚富団体新生自治会 聚富はまなす町内会 聚富本通自治会 聚富北部自治会 白浜自治会 中央自治会	
			緑苑台東地区		緑苑台東地区町内会			厚田地域(虹が原地区)	虹が原町内会
			緑苑台西地区		緑苑台西街区町内会				浜益自治会 群別自治会 幌自治会 千代志別自治会 川下自治会 柏木自治会 実田自治会 御料地自治会 毘砂別自治会 送毛自治会 濃昼自治会
			生振		生振第1町内会 生振第2町内会 生振第3町内会 生振第4町内会 生振第5町内会 生振第6町内会 生振第7町内会 生振第8町内会				花川南
石狩市右岸地区				北生振町内会 美登位町内会 高岡町内会 五の沢町内会 八幡町内会 緑ヶ原町内会	未加入		明乳パストラルシティ町内会		
				花川北	あかしや町内会 ひとみ町内会 花川北2条2丁目町内会 紅葉山町内会 にれのき町内会 ライラック町内会 ポプラ町内会 公団はまなす自治会		厚田地域(厚田地区)		濃昼町内会 神明町町内会 浜町町内会 潮見町町内会 港元町町内会 本町町内会 栄町自治会 仲良町町内会 柳川町町内会 別狩中央町内会 別狩南町内会 下発足町内会 別狩東町内会

(4) 道町連共済 ～ 町内会活動の共済

道町連(北海道町内会連合会)が実施する共済制度で、会員が町内会活動中に事故にあわれたとき、見舞金を支給する会員相互の助け合いの事業です。

1. 加入には、〔個人加入〕と〔役職加入〕の2通りがあります。

〔個人加入〕は、町内会の会員で町内会活動に参加される方。

〔役職加入〕は、町内会の役員をされている方。年度途中で他の方に変わられても、「変更届」の提出で新しい方に継続できます。

2. 共済会費は、ひとり年200円です。(年度途中の加入も同額)

3. 共済期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間。(年度途中の加入も3月31日まで)

4. 見舞金の内容 (見舞金の内容は、個人加入・役職加入とも変わりありません)

見舞金の種類	支給額	条件
死亡見舞金B	10万円	死亡見舞金Aに該当しない、活動中の死亡に対して支給。発生後24時間以内に死亡の場合。
傷害見舞金	治療のために被害者が、実際に負担した医療費	支給額上限を10万円とする。医師の指示による薬代・補装具代も含む。
破損事故見舞金	1万円	町内会活動中の事故が原因で、町内会として実費弁償が生じた事故に対し、一律1万円を支給する。但し、実費弁償額が1万円未満の場合は除く。
医師等の診断書(治ゆ証明書)文書料	一事故5,000円を限度に実費支給	通院した日が5日以内の事故は診断書(治ゆ証明書)が不要のため除く。
死亡見舞金A	200万円	活動中における外因・外傷の事故による死亡に対して支給。事故発生後180日以内に死亡の場合。
後遺障害見舞金	最高200万円	後遺障害の程度により支給。事故発生後180日以内に生じた場合。

5. 対象となる活動について

(具体的な事業・行事)

- (1) 町内会が主催する運動会、レクリエーション、スポーツ大会、盆踊り等の親睦活動
- (2) 総会、役員会等の会議や町内会の研修会等
- (3) 町内の清掃・除排雪、防犯・防火パトロール、交通安全指導、資源回収等

(運営上慣例となる事業)

広報紙・回覧板の配付・回送、事務連絡、会費の徴収、町内会の葬儀手伝い等

6. 見舞金の支給対象とならない場合

- (1) 本人の故意、重大な過失で起こした事故
- (2) 町内会の事業計画にない活動中の事故
- (3) 自宅敷地内での事故
- (4) 事故によらない疾病の場合(24時間以内の死亡は除く)
- (5) 医師等の指示によらない治療の場合
- (6) 事故発生日から180日を超えた場合
- (7) 医療費の自己負担がなかった場合
- (8) 交通事故の場合(例外あり)
- (9) 頸部症候群や腰痛等の場合

お問合せ先：石狩市連合町内会連絡協議会事務局（市役所1階 広聴・市民生活課内）

☎72-3143 Fax72-3199

(5) 集会所一覧

集会所	所在地	電話番号	開館年月日	延床面積 (単位：㎡)
花畔農住団地会館	花畔363番地24	64-1996	S50.4.1	182.18
花川東会館	花川東1条2丁目65番地		H14.9.7	236.83
花川南第1会館	花川南8条1丁目3番地5		H12.9.3	236.83
わかば会館	花川北4条3丁目5番地4	72-3293	S51.12.1	296.96
白樺会館	花川北2条5丁目62番地	74-2973	S53.11.26	298.89
紅葉山会館	花川北2条2丁目202番地5		S56.1.1	298.08
ニューあかしや会館	花川南1条6丁目34番地	73-0519	S58.11.1	229.79
花川中央会館	花川南1条4丁目156番地1	73-3020	H1.8.29	320.34
親船会館	親船町60番地7		H3.12.1	306.27
花川南第2会館	花川南10条3丁目17番地1	73-7668	H6.11.1	288.17
緑ヶ原会館	緑ヶ原1丁目174番地	66-4061	H8.10.30	231.53
弁天会館	本町9番地1	62-3314	H9.11.4	371.81
石狩中央会館	花川北7条3丁目5番地	72-9711	H9.11.10	291.49
緑苑台グリーン会館	緑苑台東2条1丁目130番地	72-6654	H9.11.4	291.49
ひまわり会館	花川南5条3丁目109番地2	72-3660	H10.1.9	314.67
南1条会館	花川南1条2丁目182番地		H10.10.22	230.62
南3条会館	花川南3条4丁目131番地	73-6144	H10.11.15	230.62
花川南睦美会館	花川南8条3丁目153番地6		H10.12.5	299.79
コスモス会館	花川南4条2丁目131番地	72-8228	H11.12.11	299.53
花畔中央会館	花畔3条1丁目15番地1	64-3525	H13.4.15	339.52
花川南会館	花川南6条1丁目4番地	73-6731	H13.9.8	236.83
紅南会館	花川北1条5丁目258番地		H14.9.8	146.99
パストラル会館	樽川6条2丁目601番地	74-7101	H15.9.27	253.40
樽川南第1会館	樽川8条2丁目121番地	74-8283	H16.11.23	236.84
桂沢会館	厚田望来129番地10	77-2105	H5.4.1	119.00
正利冠会館	厚田望来238番地23		H8.4.1	119.00
虹が原会館	厚田虹が原165番地345	66-3931	H4.4.1	330.48
聚富会館	厚田聚富126番地11	66-3251	H11.4.1	570.38
古潭会館	厚田古潭40番地2		H10.4.1	289.87
発足会館	厚田292番地25	78-2088	H11.4.1	306.18
毘砂別会館	浜益毘砂別35番地4	79-2080	S46.12.23	234.09
幌会館	浜益幌21番地2	79-2238	S49.3.28	315.49
濃屋会館	浜益濃屋21番地11	79-3197	S56.11.11	219.57
実田会館	浜益実田129番地2	79-2977	S56.12.12	264.06
送毛会館	浜益送毛37番地3	79-3281	S59.12.10	164.02
摺鉢山会館	浜益柏木279番地1		R4.4.5	231.12